

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	圧力抑制プール水サージタンク脇の移送ポンプ室における放射線計測器の点検作業中、ハンドフットクロスモニタ検出器の効率設定値に誤りがあることが認められたため、原因を調査及び対応検討	A s	4月3日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器（A）蒸気出口ドレントラップの点検時、ボンネットボルト・ナットにかじりが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	原子炉給水系電動弁の点検において、作業許可申請書が未許可のまま作業に着手したことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）駆動用電動機の点検時、カップリングの内径に磨耗が認められたため、当該カップリングを交換	D	
4	2号機	排水設備増設工事における復水貯蔵タンク近傍の掘削作業時、事前調査不足により海水配管トンネルコンクリート部を損傷させたため、対応検討	C	
5	2号機	非常用ディーゼル発電機（2A）室入口扉において、扉枠鉄板等固定用のビスに脱落（計14箇所）が認められたため、当該ビスを取付	D	
6	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）の水室（海水側）に詰まりの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・清掃	D	
7	3号機	放射性廃棄物処理建屋制御室設置のホットライン電話機の点検時、コネクタ部に破損が認められたため、当該コネクタを交換	D	
8	4号機	搬出物品の測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（放射線計測器のセンサ先端部）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
9	4号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査において、検査要領書に誤記及び不適合報告の遅れが認められたため、対応検討	C	
10	5号機	原子炉再循環ポンプ出口導電率記録計において、指示不良（周期的なハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉床ドレンサンプポンプ制御タイマーの点検時、接点抵抗測定値に管理値外れが認められたため、当該タイマーを交換	D	
12	集中環境施設	サイトバンカ設備換気系放射線モニタサンプルラック配管におけるヒータ温度調節計の点検時、接点の動作不良（OFF位置で固着）が認められたため、当該調節計を交換	D	
13	集中環境施設	消火ポンプ自動起動試験時、圧力空気槽のドレン弁又は安全弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	集中環境施設	高温焼却炉雑動力電源箱において、電源「入」・「切」表示灯用ランプソケット部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	その他	原子炉施設保安規定第96条第1項（5）に誤記が認められたため、当該原子炉施設保安規定の改訂及び対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで